

監査監第726号

令和3年8月27日

さいたま市長 清水 勇人 様

さいたま市議会議長 島崎 豊 様

さいたま市監査委員 大内 美幸

同 工藤 道弘

同 傳田 ひろみ

同 神坂 達成

定期監査及び行政監査結果報告書の提出について（通知）

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定に基づき定期監査及び行政監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので、別添のとおり提出します。

定期監査及び行政監査結果報告書

1 基準に準拠している旨

監査委員は、さいたま市監査基準（令和2年3月3日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

(1) 対象部局等

都市局

都市計画部

都市総務課、都市計画課、交通政策課、自転車まちづくり推進課、
都市公園課、みどり推進課、見沼田圃政策推進室

まちづくり推進部

まちづくり総務課、市街地整備課、区画整理支援課、
日進・指扇周辺まちづくり事務所、浦和東部まちづくり事務所、
東浦和まちづくり事務所、浦和西部まちづくり事務所、
与野まちづくり事務所、岩槻まちづくり事務所

都心整備部

都心整備課、氷川参道対策室、東日本交流拠点整備課、
浦和駅周辺まちづくり事務所、大宮駅東口まちづくり事務所、
大宮駅西口まちづくり事務所

北部都市・公園管理事務所

管理課、開発指導課

南部都市・公園管理事務所

管理課、開発指導課

(2) 対象事務

令和2年度（令和2年4月1日から令和3年2月末日まで）における財務に関する事務の執行及び行政事務について

3 監査の着眼点

監査の主な着眼点は以下のとおり。

(1) 収入事務

ア 調定の時期及び手続は適正か。

イ 現金（収納金等）の保管及び取扱いは適正か。また、私金と混同していないか。

(2) 支出事務

ア 支払は正当な債権者のためのものであるか。また、支払期限は守られているか。

イ 資金前渡、概算払による場合は、その手続及び精算が適正に行われているか。

ウ 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

(3) 契約事務

ア 権限を超えた契約及び正当な理由がなく分割発注している契約はないか。また、決定権限を有しない者による契約はないか。

イ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。また、これらの内容は適正か。

ウ 契約書どおりの履行はなされているか。

(4) 財産管理事務

ア 貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。また、統一的な取扱いがなされているか。

イ 物品は正しく分類整理されているか。また、備品票は正確に貼付されているか。

(5) 行政事務

ア 事務事業は、経済的、効率的に執行され、改善すべき点はないか。

イ 事務の執行は、法令等に従って適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

監査に当たっては、関係法令等に基づき適正かつ適切に執行されているか、リスクの顕在化を防止するための内部統制が適正に整備・運用されているか、また、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ、関係職員から説明を聴取するとともに、関係書類等の調査を実施した。

5 監査の実施場所及び日程

(1) 実施場所

監査事務局及び対象課所内

(2) 監査期間

令和3年4月23日（金）から令和3年8月20日（金）まで

6 監査の結果

おおむね適正に行われているものと認められた。ただし、事務の一部に次のとおり改善を要する事項が見受けられたので、その措置を講じられたい。

(1) 収入事務

ア 行政財産の目的外使用許可（公衆用無線LAN設備の設置場所等）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【都市公園課】

イ 公有財産の貸付（大崎むつみの里職員用駐車場）に係る財産貸付収入において、収入すべき款を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【都市公園課】

ウ 前年度収入未済繰越分において、歳入調定の起票が遅れていたため、地方自治法施行令第154条第1項に基づき、繰越し後は速やかに調定するよう適正な事務処理を行うべきである。

【都市公園課】

(ア) 行政財産使用料

(イ) 施設光熱水費等負担金

エ 行政財産の目的外使用許可（地下管路）に係る行政財産使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市行政財産の使用料に関する条例第2条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。【浦和東部まちづくり事務所】

オ 公有財産の貸付（ブース等）に係る財産貸付収入において、貸付料の算定を誤っていたので、適正な事務処理を行うべきである。【都心整備課】

カ 現金取扱事務において、借用しているつり銭資金以上に現金が保管されていたので、適正な事務処理を行うべきである。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

キ 取り扱った収納金（コピー代等）において、指定金融機関等への払い込みが遅れていたため、さいたま市会計規則第27条第1項に基づき、適正な事務処

理を行うべきである。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

ク 公園施設設置許可（自動販売機）に係る公園使用料において、使用料の算定を誤っていたので、さいたま市都市公園条例第20条第4項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

ケ 都市公園占用許可（工事用施設）に係る公園占用料において、占用料の算定を誤っていたので、さいたま市都市公園条例第20条第4項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【北部都市・公園管理事務所管理課】

コ 都市公園占用許可（工事用施設）に係る公園占用料において、占用料の算定を誤っていたので、さいたま市都市公園条例第20条第3項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【南部都市・公園管理事務所管理課】

(2) 支出事務

ア 資金前渡（日本放送協会放送受信料）において、処理が遅れ、前年度の未精算金から口座振替されていたので、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【東浦和まちづくり事務所】

イ 会計年度任用職員の任用において、有給休暇日数を誤って少なく付与していたので、さいたま市会計年度任用職員の勤務時間及び休暇に関する規則第9条第2項に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【与野まちづくり事務所】

ウ 資金前渡（電話料金）において、令和元年度分の精算額に誤りがあったので、地方自治法施行令第143条第1項第3号に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【浦和駅周辺まちづくり事務所】

(3) 財産管理事務

公有財産の貸付契約（自転車駐車場用地）において、貸付総額に応じた専決権者とすべきところを課長決裁としていたので、さいたま市事務専決規程第3条に基づき、適正な事務処理を行うべきである。

【自転車まちづくり推進課】

(4) 行政事務（行政監査）

行政財産等の使用許可手続について（意見）

行政財産及び施行者管理地の管理において、使用期間の始期より遅れて許可を行っている事例が見受けられた。これは、使用者による申請手続の遅れ等によるものであるが、今後は、所管する公有財産等の使用状況が適正であるか確認するとともに、更新を含め使用許可等の手続漏れがないかなど組織内でのチェック体

制の強化を図る必要がある。

【都市公園課】

【浦和東部まちづくり事務所】

【岩槻まちづくり事務所】

なお、事務処理上留意すべき事項のうち、軽微なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指導を行った。